

議案第 4 2 号

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成 1 2 年墨田区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部 1 の項中「第 1 8 条第 4 項ただし書」を「第 1 8 条第 5 項ただし書」に改め、同部 6 の項から 1 0 の項までの規定中「第 1 8 条第 1 7 項」を「第 1 8 条第 2 1 項」に改め、同部 1 1 の項から 1 3 の項までの規定中「第 1 8 条第 2 0 項」を「第 1 8 条第 2 9 項」に改め、同部 1 4 の項中「第 1 8 条第 2 4 項第 1 号若しくは第 2 号」を「第 1 8 条第 3 8 項第 1 号若しくは第 2 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の一部改正により、引用条文に移動があったことに伴い、所要の規定整備をする必要がある。